総務委員会資料令和6年2月27日総務部税務課

固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続について

1 軽減措置の継続

本年1月26日、東京都より固定資産税等の軽減措置について、令和6年度も 継続することを公表した。

- 2 軽減措置の内容
 - (1) 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置 面積 200 ㎡までの部分 都市計画税 1/2
 - (2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置 面積 400 ㎡以下の土地のうち 200 ㎡までの部分 固定資産税・都市計画税 2割
 - (3) 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置 負担水準が65%を超える商業地等

固定資産税・都市計画税 負担水準が65%に相当する税額まで軽減

- ※ 2(1)については、令和6年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正 案を提出しています。
- ※ 2(3)については、当該措置の根拠となる改正地方税法が公布され次第、 東京都都税条例の改正手続きを行う予定です。